

広島市立大学教務委員会規程

平成22年4月1日

規 程 第 18 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号）第12条第2項の規定に基づき、教務委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程、授業科目及び履修方法に関する事項
- (2) 授業計画及びその実施に関する事項
- (3) 学生の入学、休学、転学、留学、退学及び卒業等に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教務に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、副学長（教育・研究担当）をもって充てる。
- 3 副委員長は、教務担当副理事をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、第1号に掲げる委員については、各学部における2人の委員のうち1人以上は、教授とする。
 - (1) 各学部が推薦する専任の教授、准教授又は講師のうちから学長が任命する者 各2人
 - (2) 広島平和研究所が推薦する専任の教授、准教授又は講師のうちから学長が任命する者 1人
 - (3) 事務局教務・研究支援室長
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、学長が必要と認めて任命する者

(委員の任期)

第4条 前条第4項第1号、第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 前条第4項第1号の委員に係る改選に当たっては、各学部における2人の委員が同時に改選されることがないようにしなければならない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の3分の1以上の者が委員会の招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

- 2 前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(教職課程委員会)

第9条 委員会に、教育職員免許状受領資格取得関係科目等に関する事項を審議させるため、教職課程委員会を置く。

- 2 教職課程委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、事務局教務・研究支援室において遂行する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。